

令和7年2月14日

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福—443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院規則10—11	人事院規則10—11

(育児又は介護を行う  
職員の早出遅出勤務並  
びに深夜勤務及び超過  
勤務の制限並びに意向  
確認等)の運用につい  
て

第6条関係

1・2 (略)

3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。）並びに国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤

(育児又は介護を行う  
職員の早出遅出勤務並  
びに深夜勤務及び超過  
勤務の制限)の運用に  
ついて

第6条関係

1・2 (略)

3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。）並びに国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤

務職員等」という。) にあっては、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいい、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。

4 (略)

第9条関係

(削る)

1～3 (略)

第10条関係

務職員等」という。) にあっては、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいい、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。

4 (略)

第9条関係

1 「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。

2～4 (略)

第10条関係

1 「業務を処理するための措置」については、第9条関係第1項の規定の例による。

2・3 (略)

#### 第13条関係

この条において読み替えて準用する規則（人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）をいう。以下同じ。） 第5条第1項第2号、第8条第1項第2号及び第12条第1項第2号の「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合」とは、請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

#### 第14条関係

1 この条の第1項の規定により、職員に対して第3項に規定する事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下この項において

1 「業務を処理するための措置」については、第9条関係第2項の規定の例による。

2・3 (略)

#### 第13条関係

この条において読み替えて準用する第5条第1項第2号、第8条第1項第2号及び第12条第1項第2号の「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合」とは、請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

(新設)

「請求等」という。)が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 この条の第1項の「人事院が定める制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 勤務時間法第6条第3項の規定により人事院規則15—14第4条の3第1項第2号ロの要介護者を介護する職員として申告をした職員について勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ること。

(2) 勤務時間法第20条第1項に規定する介護休暇又は人事院規則15—15第4条第2項第4号の規定による要介護者の介護をするための休暇

(3) 勤務時間法第20条の2第1項に規定する介護時間又は

人事院規則 15-15 第 4 条  
第 2 項第 5 号の規定による要  
介護者の介護をするための休  
暇

(4) 規則第 13 条の規定により  
読み替えられた規則第 3 条の  
規定により早出遅出勤務をさ  
せること。

(5) 規則第 13 条の規定により  
読み替えられた規則第 6 条の  
規定により深夜勤務をさせな  
いこと。

(6) 規則第 13 条の規定により  
読み替えられた規則第 9 条又  
は第 10 条の規定により超過  
勤務をさせないこと。

(7) 人事院規則 15-14 第 2  
2 条第 1 項第 12 号又は人事  
院規則 15-15 第 4 条第 2  
項第 3 号の規定による要介護  
者の世話をを行うための休暇

(8) 「職員の勤務時間、休日及  
び休暇の運用について（平成  
6 年 7 月 27 日職職一 3 2  
8）」（以下「勤務時間等関  
係運用通知」という。）第 6

の第3項(2)イの規定により要  
介護者を介護する職員の休憩  
時間を延長すること（「人事  
院規則15—15（非常勤職  
員の勤務時間及び休暇）の運  
用について（平成6年7月2  
7日職職一329）」（以下  
「規則15—15運用通知」  
という。）第2条関係第2項  
の規定によりこれに準じて取  
り扱う場合を含む。）。

(9) 勤務時間等関係運用通知第  
6の第3項(3)アの規定により  
要介護者を介護する職員の休  
憩時間を短縮すること（規則  
15—15運用通知第2条関  
係第2項の規定によりこれに  
準じて取り扱う場合を含  
む。）。

(10) 人事院規則15—15第2  
条第2項の規定により勤務時  
間を定めること（規則15—  
15運用通知第2条関係第5  
項及び第6項の規定により(1)  
に規定する勤務時間を割り振  
らない日の設定又は勤務時間

の割振りの例に準じて取り扱う場合に限る。)。

3 この条の第1項の「人事院が定める事項」は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項(1)から(10)までに掲げる制度又は措置

(2) (1)の申告先、請求先又は申出先

(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第68条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

4 この条の第1項又は第2項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（この条の第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項(3)において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5 この条の第1項の「人事院が定める措置」は、次に掲げる措置（(3)に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 この条の第2項の「40歳に

達した日」とは、40歳の誕生日の前日をいう。

#### 第15条関係

この条の第1項第3号の「人事院が定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

#### 第16条関係

- 1 (略)
- 2 規則第5条第3項、第8条第3項及び第12条第3項の届出（規則第13条において準用するこれらの届出を含む。）は、別紙第2の様式の育児又は介護の状況変更届により行うものとする。ただし、各省各庁の長は、職員を早出遅出勤務とする措置又は職員の深夜勤務若しくは超過勤務を制限する措置に関し支障のない範囲内で、様式中

(新設)

#### 第14条関係

- 1 (略)
- 2 第5条第3項、第8条第3項及び第12条第3項の届出（第13条において準用するこれらの届出を含む。）は、別紙第2の様式の育児又は介護の状況変更届により行うものとする。ただし、各省各庁の長は、職員を早出遅出勤務とする措置又は職員の深夜勤務若しくは超過勤務を制限する措置に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配

の各欄の配列を変更し又は各欄  
以外の欄を設定する等当該様式  
を変更し、これによることがで  
きる。

列を変更し又は各欄以外の欄を  
設定する等当該様式を変更し、  
これによることができる。

以 上